

## 「高等学校等就学支援金」及び「学校給食費の抜本的な負担軽減」に関する 緊急要望

未来の日本を支える人材育成とともに、国民の関心・期待に応える教育の実現は、我が国の社会の真ん中に据えるべき最重要施策の一つです。家庭の経済状況に関わらず、全ての子供たちが意欲と能力に応じて希望する教育を受けられるよう、国に対し高等学校等における就学支援の一層の充実などについて要望してきました。

今般、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」等が令和8年4月1日から施行され、これにより、高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃し、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備が進められています。また、学校給食費についても、同日より、小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減が実施され、子育て支援に係る取組の強化が図られています。

一方、これらの事業の実施にあたっては、国から各自治体等に対し十分な周知がなされないまま制度が開始されたことに加え、高等学校等就学支援金制度では、制度開始直後にオンライン申請システム（e-Shien）において、多くの機能が使用制限（停止）され、手作業による処理となるなど、各自治体においては混乱が生じるとともに、保護者や生徒等にも事務負担が生じる等、円滑な事業実施に支障が生じています。

については、都道府県が安定的・継続的に無償化の事業を進めるため、高等学校等就学支援金及び学校給食費の抜本的な負担軽減について、下記のとおり緊急要望いたします。

### 記

- 1 高等学校等就学支援金制度について、都道府県が負担する費用や必要な事務費（制度改正に伴い改修が必要となる都道府県独自システム経費等を含む）について、国の責任において恒久的な財源を確保する等、必要な財政措置を講じること。また、国籍及び在留資格等の要件確認や外国籍の生徒も含めたオンラインシステムの令和9年度の完全な稼働を実現すること。
- 2 小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減について、国の責任において恒久的な財源を確保すること。また、給食費支援の基準額の設定にあたっては、保護者や地方自治体に経済的・財政的負担が生じないようにするとともに、子供たちに良質な給食が提供できるよう、地域の物価上昇の状況等を十分に踏まえた水準とすること。加えて、現在、支援対象外となっている非喫食者に対する支援の拡充及び、非喫食者の対応について支援対象となりうる非喫食者の範囲に関する考え方や自治体の対応例等を早期に示すこと。さらに、中学校等の給食費の負担軽減についても早期の実現に向けて検討を進めること。
- 3 高等学校等就学支援金制度及び学校給食費の抜本的な負担軽減について、地方自治体や学校現場の事務負担が極力増大しないよう事務の効率化を図るとともに、生徒保護者に負担のかかる申請手続きの解消等、簡素化を図ること。

令和8年5月29日

全国都道府県教育長協議会  
会長 坂本 雅彦

全国都道府県教育委員協議会  
会長 秋山 千枝子